**支援員・児童が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の消毒マニュアル**

R２.８.３１

〇〇児童クラブ

**１　保健所からの指示について**

　　PCR検査結果が陽性であれば、保健所から疫学的調査の実施及び必要に応じて施設等の消毒命令が発せられる。**※別紙「感染症発生時の保健所の動き」を参照。**

**(１)疫学的調査(保健所が実施)**

①感染者等から、行動状況等を聞き取り、濃厚接触者の有無及び特定を行う。

　　　◆特定された濃厚接触者について

⇒①現在の症状の有無を確認

②必要者にPCR検査の実施⇒陽性の場合⇒入院へ

⇒陰性の場合⇒自宅待機(１４日間)

　**(２)消毒命令(保健所から）が発出された場合**

　　①保健所の疫学的調査実施後に消毒が必要な場合は、保健所から「消毒命令」（別紙美作

　　　　保健所提供）が文書で発出され、消毒箇所の指示がある。

　　　　　※消毒命令に記載された内容の指示に従い、消毒作業を実施する。

　　　　　※保健所からの消毒箇所の指示を踏まえ、その上で人数や対応内容を決定する。

　**（３）消毒命令が発出されない場合**

　　①消毒は、消毒命令の発出の有無に関わらず管理者(当該児童クラブ)が実施する。

⇒　消毒の責任者はその場所を管理する者もしくはその代理をする者を原則とする。

　　②消毒作業は、岡山県美作保健所等と連携し、実施すること。

　　③新型コロナウィルス感染症の生存期間は２４～７２時間※１と言われており、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの措置を講ずる。

※１　学校における新型コロナウィルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活　様式2020.8．6Ｖｅｒ．３」～　参照

**２　児童クラブ内消毒について**

**(１)事前準備**

　　①児童クラブ会長（施設責任者）は、消毒場所等を一覧にまとめた資料(共用部を印刷した平面図・対応名簿順位表等)

　　　を作成し、全ての職員と情報共有すること。(児童クラブ対応)

　　②児童クラブ会長（施設責任者）は、消毒作業に従事する場合の職員を人選しておくこと。

(児童クラブ対応)

　　③児童クラブ会長（施設責任者）は、各対応マニュアルの周知及び消毒作業物品の把握をしておくこと。

　　　　・「放課後児童クラブに感染が発生した場合の対応について」

　　　　・本マニュアル

　　　　・消毒物品一式は○○○児童クラブに保管

**(２)消毒作業体制（人員）**

　　①当該児童クラブ会長（施設責任者）（※前述の対応名簿順位表での対応）は、保健所の疫学的調査を踏まえ、感染者、濃厚接触者の行動履歴を児童クラブの平面図に落とし込む作業を行う。

**(３)消毒作業時期**

　　①保健所から消毒命令が発出された場合は、命令内容指示に従う。

　　②保健所からの消毒命令が発出されていない場合は、関係機関（岡山県美作保健所等）と協議の上決定する。

**(４)消毒場所及び消毒方法**

　　①消毒場所及びその方法については、保健所等と連携して決定する。

**３　その他**

　　　コロナウィルス感染症の感染状況や国、県からの通知等により、本マニュアルは随時変更を行うこととする。